

将門の乱と中央貴族

井 上 満 郎

【要約】 平安前期、十世紀中葉にいたって東国の地に反乱が起る。平将門によるものがそれである。この乱がその後の政治過程に与えた影響は決定的とも思われ、「律令国家」の崩壊、武士の発生などの観点から、いままでも分析が加えられている。そして多くの成果を生み出しているが、将門などがきわめて「武士」的な行動をするところから、多くは武士団の問題として追求されており、十世紀の全政治過程の中から必ずしも十分に考察されているとはいえない。本稿はそのいくつかの学説を補完とするために、いままで注意があまり向けられることのなかった中央貴族の対処を通して乱の様相を分析し、ひいては現地の状況をどのようにうけてそれ以後の政治が再編成されていくのかを追求していこうとしたものである。

史林 五〇巻六号 一九六七年一月

序

平安中期十世紀中葉近くに起った将門の乱^①は、種々の意味で古代律令制社会に与えた影響が大きかった。

本稿の対象とするのは中央の政治形態に与えた変化という側面である。もちろんこのことは生産関係上の変化と密接に関係しているものであって二つに分けられない。「内乱」という国家的危機は、当然のことながらそれまでの政治形態・収取体系の矛盾の反映であり、全社会構造の統一

的把握をもって自己の存在の必須条件とする歴史上の国家にとって当然処理せねばならぬ大きな問題である。そして

その「内乱」の原因が従来の矛盾から生まれている以上、これまた当然のことながら何らかの形式でもって従来の矛盾に対処しえなくなった体制を再編成せざるを得ない。詳しくは後に考えるが、将門が中心となって引き起した「内乱」はそれまでの中央権力の座の奪取のみが目的となる叛乱とは異なり、その背後に新しい権力の有り方を模索していた生産関係をふまえており、その上にそこから生じてく

る従来の古代国家の収取体系への反撥が実際の武力として表現されたところにその特殊性がある。単に中央で志を得なかつた者が地方に下って、中央での権威性を光背として武力のみを組織したという表面的な叛乱^②ではないのである。中央政府の構成員が積極的に乱そのものを見直すことによつてのみ、利用することによつてのみ新しい対処の仕方、吸収の仕方があったのである。

これに加えて中世武家社会を成立させる要因としてこの「内乱」がその中に持っていた武士団成立史上の問題がある。この乱に関係する将門・貞盛をはじめとして、それぞれ独自の問題として政治的な意味での「公権力」をいかに政治支配にいたるまでに発展させていったかという課題は、もちろん前の問題とも重要にかかわりあつてくる。武士団を規定するものが独自の「戦闘組織」であるという以上、当然のことながら武士団はその「戦闘組織」を現実のものとして提示するはずの収取体系を、「公権力」を構成することによつて所有していなければならない。その「公権力」の強制体系は負担を出させるために有効に働いて、武士団武立期の古代国家と対立してひとつの小宇宙を形成してい

るはずである。その時にはじめて「武士団」と呼びうるわけであるからそうした成立史の過程のどこに将門の乱を位置づけ、将門の側の権力編成をどう評価するかというのはそれ自体独自の問題として重要なものであろう。

もちろんこの方法に対しては、単に武士団成立史の表面だけではなくて、この時代全体に渡る政治史の中から将門の乱の意味を把んでゆかねばならないという批判があつた^④。それに対して筆者も全面的に賛意を表すものであるが、なおかつ上のような方法も中世的特質を持った武家政権としての鎌倉幕府の成立を明らかにする場合、武士団の権力の集中されていく過程をも十分に明らかにし、その上で古代権力との接触を考えていくという面でかなり大きな意味を残していると考える。

こうした将門の乱という「内乱」をめぐる課題の中で本稿が目的とするのはその前者のみであつて、「内乱」がいかにして「律令国家」に打撃を与え、その政治形態を変質せしめていったのかという問題である。統一された体制としての古代国家が、国家としての整合性を変質せしめられ、その変質が新しい国家形態たる領主階級のための封建国家

への道にとって何をもちたのかということを追求することが本稿の目的である。

① 本稿では「承平天慶の乱」という用語は使用しない。起った時期による区分ももちろん大切だと思うがそれは将門、純友の乱の歴史的背景を見失うことになりかねない。またそうした区分は時間的な把握の仕方であり、古代国家に与えた影響を個別に説明しえない。あくまでこの両乱は在地での武力編成原理についても、古代国家に与えた影響についても極めて異なるものであると考える。

② 後に引用するような藤原広嗣の乱。

③ 安田元久氏「武士発生史に関する覚書」、(『日本封建制成立の諸前提』所収)。

④ 石母田正氏『古代末期政治史序説』第一章第三節。

第一章

a

従来の将門の乱に関する研究は比較的盛んであって、大森金五郎氏の研究以来かなりのものが残されている。しかしそれらは乱の直接的当事者側の分析のみ力点がおかれ、乱が東国のみではなくて全社会構造の中でどのような位置を占め、全政治形態にどのような影響を及ぼしたのかという問題はあまり分析がすすんでいないように思える。この乱は、古代国家が崩壊して封建国家が成立するという過程

の大きな画期になるものなのであり、それ故に国家形態の移行期における古代国家独自の問題としてもより多くの追求がなされて然るべきであると考ええる。すなわちそれは以前にも述べたようにその当時・その地方の古代国家の権力体系と矛盾するものが、その矛盾を背景として政治的に起ち上がったという「内乱」の観点である。

将門の内乱は、在地の側からの抵抗が権力・武力の面にまで昂まって、国家権力による武力の発動と相争うというところに特色がある。在地における生産関係の変化・「律令国家」とは異なる新しい支配領域の出現をその背景にもって将門は存在する。その理由の故にこそ後にも述べるように乱が新たに展開する天慶三年に至って、京都に居住し生活していた貴族たちによって「開闢以来、本朝之間、叛逆之甚、未有此比」というような極めて驚くべき事件として把握されるのであった。同時に

抑一天之下、寧非王土、九州之内、誰非公民、官軍黠慮之間、豈無愛國之士乎、田夫野叟之中、豈無忘身之民乎、^③

として「王土」という国家そのものの存立にかかわる領土の問題として、また「公民」という律令制的支配の捍扞と

なる問題として貴族たちの考えねばならない政治的事件として色彩を帯びてくるのである。それ故に律令体制は自己の存立を安からしめるために、極めて律令制的方法かも知れないが、将門や興世王という反乱者の将を殺したも
のには「募以朱紫之品、賜以田地之賞^④」という褒賞を行なわざるを得なかつた。将門の勢力が律令体制権力と異質であればあるほど、逆にこのような律令制的対処を強調せざるを得なかつたのである。支配者層であつた貴族たちが、将門の乱に表現されている現象を新たな生産関係を持つた支配領域の出現として、支配の対象として、これを捉えな
いかぎり将門の乱は何度でも起りうる可能性のあるものであつたらう。そうした新しい事態に対して新たに従来とはちがつた形式で国家を社会から超越させないかぎり、支配は継続していけるはずがなかつた。

結果的に新しい生産関係に基礎を置いた将門たちの国家は実現しなかつたにせよ、彼の造らうとしたものが旧来の古代国家のミニチュアであつたにせよ、彼将門を存在させた要因は旧来の国家とは相容れなくなつた生産関係であつた。在地段階での出発点はそこにあり、古代国家に代つて

支配者につくことによつて自己の「内乱」の目的を達したといふようなものではなかつた。あくまでも古代国家と質の異なる体制をうち立てるところにその目的の達成があつた。もちろん結果としては将門による「内乱」が成功していたとしても、彼が「新皇」となり、国司などを補任することによつて創造しえたものは何もなく、単に古代国家の政治形態を小さくしたものを造りえたにすぎなかつた。また将門の「内乱」が古代国家の収取体系を桎梏と感じる在地の状況を背景にしている以上、それと同じ収取体系を造つて再び在地を支配しようとする「新皇」の国家が継続しうるはずもなかつた。

しかしそのことで将門の「内乱」の意義が尽されたわけではなく、たとえ将門の目指したものが古代国家の再現であつたにしても、「もしそれが関東において樹立されたならば、それはそれだけで古代国家の滅亡を早めることであり、進歩である^⑤」のは言を俟たない。一つは在地の新しい生産関係を「公権力」として表現しようとした側面において、二つは古代国家から封建国家へという歴史上の発展を援けたという側面においてである。言い換えれば経済的側

面と政治的側面ということにでもなるのであろうか。全体的にこの乱を平安時代の中に位置づけるとき、やはり武家政権への基礎を築いたとすべきであり、現実の乱の進行は、後の武家政権につながるような勢力―貞盛・秀郷等々―が遂行したのであった。

b

本稿の主題とする将門の乱についてであるが、乱の経過については多くは触れない。東国において承平五年に将門が伯父平国香や源護らと争いこれを破るところから乱は出発し、下総介平良兼及び国香の子貞盛がこれに介入して将門と対峙して事件は大きくなる。次いで常陸国の在地土豪藤原玄明と国衙との争いに将門が介入して国家機構に関わる乱として展開し、やはり在地土豪の藤原秀郷が平貞盛と共に将門追討にあたり天慶三年に将門を敗走せしめて乱は終熄する。この乱において中央貴族はいかにこれと対決していくであらうか。

前述したように、将門の乱がいかに乱として空間的に拡がろうとも質として「新皇」という、古代国家を侵略してみずからの新しい権力構造をうち立てるところにまで進ん

でいかないかぎり単なる暴力にすぎない。「内乱」として政治的に表現された「公権力」は、質的に古代国家の体系と異質なものを造ってゆくという立場にまで進んでいくことによつてはじめて意味を持ちうる。事実、この乱がはじめて中央に伝えられたときに中央貴族は「内乱」という「公権力」を体现するものとしてではなく、単なる個別的な強盗・群盗のごときものとして捉えており、追捕の方法についても何らそれと変ることのない「追捕官符」を各当該国衙に下すことによりその国々に事を委託し行わせた。

承平七年十一月五日には武蔵・安房・上総・常陸・下野の各国に将門追捕の官符が発せられ、それには「介良兼、掾源護、并掾貞盛、公雅、公連、秦清文、凡常陸国等、可追捕将門官符、被下武蔵・安房・上総・常陸・下毛野等国也」^⑥とある。また将門の暴威が武蔵権守興世王や郡司武芝を通じて国衙の掠領にまで進んでいた天慶元年十一月三日には駿・豆・甲・相等の国に将門の弟将武追討の官符が下されている^⑦。加えて天慶二年六月廿一日という、すでにそれ以前に武蔵介経基王の将門謀反という密告のあったことによつて「京中大驚」^⑧するという反応のあった後においても「可追

捕件国々群盜官符^⑨が相模権介橘是茂、武蔵権介小野諸興、上野権介藤條朝臣等に下されているといふことしか為されてはいない。いずれにしても前述したように国家の基底を動かすような「内乱」に対処するという意識はまったくでてこないものであって、この期に至るまでの地域的・流動的な群盜追捕の方法を量的に拡大したというのみにとどまっている。こうした行動様式は、当然国衙の存在が中央政府の地方機関としての機能を果していたという認識に負っていた。いかに効果が少なくなっていたにせよ一定の兵員組織は編成しえたという期待からくる委任感ともいふべきものが根底に働いていたわけである。^⑩

最初のあらわれ方はかくのごとく単なる盜賊のようなものであるのだが「将門記」によるともうひとつそこに重要な記事が記されている。関白太政大臣藤原忠平の登場である。

将門之私君太政大臣家、可奉実否之由御教書、以天慶二年三月廿三日寄於中宮少進多治真人助真所、被下之状、同月廿八日到来^⑪。

とあるようにいまだ中央政府が国家的問題として策を施していないときにあつてすでに太政大臣家では将門の「私君」

であるという私的側面においてこの乱に首をつっこんでいゝ。もちろん忠平は一貴族であり忠平家は一権門であるにすぎない。しかしこの時期の中央政府の全体をみた場合「太政大臣家」の位置は単なる一権門としてだけではなく、「撰関政治」体制の成立という観点で捉えねばならず、将門が「太政大臣家」と接触したということは、忠平が望みさえすれば直ちに将門の謀叛は中央国家の問題となりえたであろうことを意味する。出発は忠平対将門という個人的なものであつても可能性としては国家的なものに転化することが予想されねばならない。

この「太政大臣家」との表面には私的な接触の後の中央の政策とこの可能性とは深い関係がある。中央の提出する独自の諸対策が遅れていることもこの最初の関わり方によつていゝ。つまり最初の時点では国家の重鎮であつた藤原忠平と私的に関係があつたということからひとつの権門内部での問題であり、忠平の勢力圏内の事実として考えられる「内乱」とは認識されるには至らなかつた。したがつてその対策は私的な意味での太政大臣「家」の範囲外には出ず中央政府独自の対応は為されてはいない。つまり注目せね

ばならないのは忠平家が国家の中で占めた位置である。武藏介でありしかも清和帝三代の王子経基王が任地より上京して太政官に謀反を奏し「京中大驚」しているのに、つまり少なくとも国家の政治的機能を統括している太政官にまで達しているにもかかわらず有効な手段はとられていない。これは太政大臣忠平のこの乱の受けとり方に関係があり、それを私的な範圍内にとどめておいたということに関係していると思う。忠平にとってこの時点ではいまだ中央政府にまで引き上げてこの乱を考える必要はなかった。自己の権門勢家的個別支配にもとづいて中央政府での現実の存在を維持していく上で天慶二年三月の段階では将門のうち立てようとする秩序を破壊する必要はなく、また将門の意図したものが当時の国家権力とは異なった政治的支配領域をうち立てようとするものであると正確にうけとめられなかったのである。もちろん将門があきらかに忠平家の支配とぶつかるような段階になれば鎮圧の方向に向うことになる。

伏案昭穆将門已柏原帝王五代之孫也、縦永領半国、豈謂非連、昔振兵威取天下者、皆史書所見也、(中略)相国撰政之世不意

挙此事、歎念之至、不可勝言、将門雖萌傾国之謀、何忘旧主
貴閣、且賜察之甚幸¹⁵⁾

というように将門が「領半国」したり「萌傾国之謀」したりする段階になれば明らかに当時の忠平の支配領域も国家の支配領域も危うくなってくるから国家権力は何らかの対応を示さねばならない。そこで天慶三年に入ってから中央政府の対策が大きく転換する。

① 『武家時代の研究』(大正十二年)。

② 本朝文粹 卷二、天慶三年一月十一日太政官符。

③④ 同右

⑤ 石母田正氏前掲書第一章第三節。

⑥ 将門記。

⑦ 本朝世紀 天慶元年十一月三日条。

⑧ 将門記。

⑨ 本朝世紀 天慶二年六月廿一日条。

⑩ 具体的追捕にあたって橘是茂と小野諸與は他のところでは「押領使」としてあらわれており、従来の律令制理念とは異った体系のものとして利用されているかのごとくである。しかし押領使は防人の移動をつかさどるものとして初見を史料上につつごとく(類聚三代格 卷十八 延暦十四年十一月廿二日太政官議奏)、律令の不備を補うために律令の一部として出現してくるものである。

⑪ 将門記。

⑫ 天慶元年二月 将門、百余騎を率いて貞盛を追う。同年 貞盛、京都に達し将門の非行を訴う。同年 将門、武藏国府に赴く。同年六月

貞盛、將門追捕の官符を得て帰国するもなす所なし。同年十一月、將門舍弟將武を各國に追捕せしむ。天慶二年二月、東西の兵革により太神宮奉幣。(古典遺産の会編『將門記―研究と資料―』の年表による) 將門記。

第二章

a

天慶三年になって施される中央政府の新しい対策の最初は推問使の補任である。天慶二年六月七日に任ぜられ、長官右衛門権佐源朝臣俊とそれに伴う判官・主典があった。^① 推問使の登場はこれがはじめてではない。天慶推問使にしてもそれ以前の昌泰二年、延喜元年等にその例があったと記されている。^②

またそれより前、平安初期において貞観十二年十一月には大宰府に「推問密告使」が派遣されている。^③ 長官は従五位下行大内記安倍朝臣興行であり、判官・主典がこれに加わる。筑後権史生であった佐伯真継が「奉進新羅國牒、即告大宰少貳従五位下藤原朝臣元利万呂与新羅國王通牒欲書國家」ということに対してその実否を糺させんがために推問密告使が遣わされている。新羅という外国権力に対して

の事件であってその意味では純粹に国内的なものではないが、「勅」によって大宰府に元利万呂以下の追禁が命ぜられ、同時に推問使が派遣されている。

元慶七年六月には筑後守であった都朝臣御西が群盜(國司の支配を越えて新たな在地支配を作り出した有力百姓)によって殺害され財物を掠奪される。^④ この事件に対して「推問使」が筑後國に派遣されている。^⑤ 長官は従五位下左衛門権佐藤原良積であり、以下判官・主典各一人が構成員であった。この長官は後に彈正少弼従五位下安倍肱主に代っている。^⑦ 判官は巡察彈正六位上菅原朝臣宗岳、主典は左衛門少志大初位下桜井田部連貞世であって、實際に現地へ赴いて事を推勘しようであり、元慶八年七月五日には肱主がその結果を奏言している。

また元慶七年には次のごとくである。

伊勢國飯野郡神戸百姓秦貞成向官、愁訴太神宮司大臣貞世
犯用神物、并不理多氣擬大領麻績連豐世故殺人、太政官擬
遣使者推問事由、左大史丸部百世檢故実曰、伊勢太神宮司有
犯過之時、不遣推問使、下符國司、令其推檢、於是停遣使、
付伊勢國宰、推察其愆^⑧

内容は別に特異なものでもないが、太神宮司大中臣貞世の盜賊行為及び多氣郡擬大領麻績連豊世の殺人行為が有ったのでこれを飯野郡の百姓秦貞成なる者が訴えたものである。これに対して太政官を構成する左大史であった丸部百世は「故実」を検じた結果推問使を遣すの必要なしとしており、結局は従来と同じく国司に符を下して国衙行政の範囲内で事を決しようとしているにとどまっている。恐らく秦貞成なる神戸百姓は在地で新たなヒエラルヒーを形成しつつあった有力百姓（殺人は別としても神物を犯用することが利害に関係するくらいだから前掲の都御西を殺したような有力百姓、富豪層クラスの百姓であろう）であって、彼が律令制下での在地支配の最上級機関であった国衙を越えて中央にまで上申してきた事件に対して推問使が派遣されようとする。こうした在地側からの中央との結びつきは在地の意志とは反対に拒否されるが、ともあれこの場合の推問使は国衙という組織が律令政府の末端機関としての機能を喪失し、ために中央政府が国衙を超えて在地と結ぶ必要がでてくるという段階で設定されてくる官職であった。

昌泰二年、延喜元年にも推問使が「密告并群賊之事」に

よって東国地方に派遣された模様である。当時の東国の状況については「猷馬之党」を中心とした詳細な分析があるのでそれにゆずるが、従来の在地の公民制的秩序を越えて「富豪之輩」として大きな活動を示してきた存在に対して推問使が派遣されるのである。こうした存在が引き起す「強盜鋒起」^⑩を鎮めるためには私富蓄積のための徴税吏化した「受領」の支配する国衙単位の政策のみでは不可能であった。

また正暦五年の大宰大貳藤原佐理の宇佐宮神人闘乱事件がある。^⑪正暦二年に佐理は大宰大貳になって、この正暦五年に闘乱事件を起して宇佐宮司により中央に愁訴される。それに対して推問使として左大史多米国平、左衛門少尉忠親、左京属尾張行親の三名が大宰府に派遣されている。^⑫この多米国平は日ならずして左衛門権佐惟宗允亮に改められており、^⑬法家的性格を強くしている。

この推問使が事を勘じた結果藤原佐理は大宰大貳を停められ藤原有国がこれに代っている。大貳の任免を左右するほどのデータを集める職掌として推問使は重要視されていたわけであって、「詔使」として扱われている。^⑭

これからみて推問使は法家的色彩が濃厚であるということが第一の特徴として上げられる。「推問」という行動には当然明法家的側面が必要であり、元慶七年の筑後国司殺害事件に関する推問使が左衛門権佐から弾正少弼に代っていることもそれを示している。もちろんそうした法家的側面のみでなく、官職としては武官的な側面もあり、衛門府の官人が多いことから想像しうる。

また人員構成については、長官一人・判官一人・主典一人であつたらしく、長官は従五位下を相当としていた。いうまでもなく従五位下は衛門佐の官位相当である。

第三に名称が必ずしも「推問使」という称号に一致していない。たとえば都御西事件では「推問筑後国司殺害使」とあつたり「推筑後国殺害使」とあつたりする。宇佐宮事件のときも「遣大宰府使」「大宰推問使」などと一定しない。天慶年間の将門の乱に対する推問使にしても「推問追捕使」「武藏国密告使」とか「問東国密告使」などとある。これは推問使なる職掌が極めて臨時的色彩を持つものであるということに大きな原因があることは確かであろうが、もっとも重要な原因は律令制的な国衙機構が中央政府の末端機

関としての効果を持たなくなってくる過程が古代国家全体にもたらした変化の様相に因っている。

もちろん推問使はただ一つの国家段階にのみ対応するものではないが、最低明らかなことは中央政府が古代国家全体をその範囲に収めることを放棄して国家を支える「部分」に転化することを容認せざるを得なかったということであろう。その中で中央政府は律令制的な国衙機構を介さずに在地を掌握する必要がでてくる。その一つのあらわれが推問使だといえよう。そしてそれは「尾張国郡司百姓等解」に示されるように在地の有力百姓たちの国衙を越えての中央政府との結びつきという傾向を密接にうけて存在している。いわば在地における国司及び在地土豪の動きはどうであれ、その下に居る圧倒的多数の新しい一般「公民層」が中央政府の把握するべき対象となつてくるのである。

将門の謀叛に際して派遣される推問使にしてもこれらの例外ではなく、天慶二年六月七日に補任せられたそれは、長官右衛門権佐源朝臣俊以下判官・主典から構成されていた。この天慶二年六月という時期は将門が常陸国の豪族藤原文明と国衙との争いに介入した、いわゆる将門の乱が国

家に対する叛乱という公的様相を帯びる以前の時期であった。^⑤すなわち将門の乱に具現されていた在地での生産関係を、国家がその存在の基盤としての「公民」に編成しようという可能性を求めていた時期であった。そのような国家の意志を実現するべくして推問使が東国に派遣されるわけである。

この補任を行なうにあたって大外記三統公忠宿禰に「昌泰二年延喜元年四月等例」^⑥を勸申しめてのちに使を決定している。そして俊以下推問使たちに東国に向かつて状勢の探索と推問が命ぜられている。東国の賊地に、いかに衛門府の官人として追捕活動の経験があるとはいえ、中央官僚が在地に赴いていかねばならなかったのである。よるところとなるであろう国衙も中央の地方機関としての東国での役割は期待しえず、一步逢坂を出ずればその身は頼るものとてもなく、僅かな自己直属の郎等と、あるとすれば中央国家の権威のみであった。このような中で俊等が随兵を要求したことも、また医師を随えんことを請うたのもまたことに当然のことであった。衛門府の官人として中央政庁においてその存在をまっとうしえたであろう人物が、いかに

嗟峨「源氏」とはいうものの東国の賊地に出て自己の安全を保つためには兵士を随えることが必要であると当事者として恐怖したのは当然であろう。

それに対して中央政庁は「昨日諸卿定申云、推問使申発兵事、不可然、(中略)請醫師随將師事、不可給」^⑦という回答を出したのであった。中央にあってしかも下級でしかありえない官人たちにとって、自己を上昇させていく活動は経済的活動としての受領化しかなかった時代である。

「かれらは多く貴族といっても、中下級の階層に属するもので、その前身は決して裕かなものではなかった」^⑧のであって、在地に赴任して受領的活動を行おうとする以上在地の動向への敵しい視野を持ち合わせていたのは当然のことであった。源俊にしてもそうであったと思う。だから彼の要求する随兵や医師のことが中央政庁によって容れられなかった時に、彼は太政大臣忠平のもとに参向し来たり「(前略)申云、依諸卿定申不発軍士事、甚有恐云々」^⑨とその思うところを述べている。そして俊等は命に應じずして「遅発」^⑩するという極めて矮少な抵抗をしてこれに反抗している。まさに草深き在地への恐怖なのであり、だからこそ

敢えて自己の律令官人・中央貴族としての存在にかかわる中央の命へ違背までもなしているのである。そして天慶二年十二月十九日には「推問使進今月廿八日可発申文、宣旨五枚」^①が出されているにもかかわらず推問使たる長官源俊、次官高階良臣、主典阿蘇広遠らは出発しない。古代国家はこの命令を実行させうる強力性を喪失していたのである。この喪失をまねいた俊の基盤については不明ではあるが、藤原北家が主流となっている中央政庁に背いても、北家と同列に並びうる他の権門に頼って生存していけるという途を知っていたのかも知れぬ。また下級官人であったとはいへ嵯峨「源氏」であるという自負だったかも知れない。俊が己れに「源氏」であるという意識を持っていたということ史料的にあきらかにすることはできないが、彼の女子が清和「源氏」たる源満仲の妻となり頼光をもうけていることや、妹周子が醍醐「源氏」源高明の室であること^②などから、自分が「源氏」という一個の権門を形成しているという自覚と自信を持っており、それが推問使の拒否をさそったとも考えられよう。

とにかく俊等は事を怠って任地に赴かず、天慶三年一月

になって当然のことながら中央政庁による肅清をうける。

「解却左衛門権佐源俊・左衛門尉高階良臣・勘解由主典阿蘇広遠等、已上三人為推問東国使、屢申障不発向之故也」^③

という結果であった。源俊については「除官」^④き、高階良臣、阿蘇広遠は「解官」^⑤くという、つまり全面的に中央政庁において官人として生きていく道を奪われるという厳しい処分がなされている。注目せねばならないのはもちろんその処分自体ではなくて、前述したごとくそうした処分を覚悟してまでもサボタージュをやらねばならないという彼等の現状の認識の問題である。またそうした中小貴族の生存していかがんがための抵抗の論理と抵抗せねばならない現実——それは終極的には忠平等と何ら変ることのない貴族意識から出発しているのであるが——をくみあげることすらできなかった中央政庁の状態をも注目せねばならない。その状態とは天皇を頂点としてすべての機能が整合されているという律令制的政治機構が実質的な意味を失ない、天皇家をも含めた諸貴族が政治機能を共有するという段階である。忠平家にしても大きな権力をもった存在ではあっても、全国家機構を統一して実行しうるほどの独自の権力を獲得

するまでには至っていないか、と考えられる。そこに将門の内乱をかくも「成功」させた原因があった。

その後官位をおわれた俊等三人は天慶四年末に至って恩赦に遇い、「源俊拜左衛門佐、高階良臣拜民部少丞、阿蘇広遠拜少判事」としてあり、官位を復している。さらに後になって俊は山城守・近江守にもなっており、かなりの復調を示している。この理由については明らかでないが、復官以後は天皇を中心とした勢力の中で生きてゆくという方法をとったところにその鍵があるのではなからうか。つまり将門・純友の乱を一段階として「撰関政治」体制が準備されてくる中で、俊たちのような他家の勢力を阻止することによってのみ政治的権力たりえた撰関家勢力の側ではなくて、天皇家を中心とした勢力の側に加担することによって自己を再び官人として再生せしめていたのであった。復官以後について、天慶七年以後に彼は右少弁になっており、もっぱら朝廷と藤原家を結ぶ連絡役としてその地位を保持していたもようである。たとえば天慶七年一月には大外記三統公忠とともに師輔のもとに行っており、右少弁としての職掌ではあろうが「修理勾当官人略定夾名」を師輔

のもとに持ち来たったりしている。また天慶九年四月には院藏人としてあらわれており、それから中使（勅使）として度々藤原家との連絡にあたったことが見えており、天皇家側の所屬となることによって自己を回復していったのではなからうか。

b

こうした源俊等の存在——とりもなおさず傍流中小貴族としてのそれ——については、天慶三年初頭に問題になった藤原元方の大將軍任命についての動向からもこれを知ることが可能である。

元方について残された史料は決して多くはなく、その真の姿を知ることが困難であるが先ず将門の乱以前のことについてみよう。

系譜は南家武智麻呂の子孫であり、惠美押勝の弟である藤原巨勢麻呂六代の後裔である。父は従四位上右中弁で延喜八年十月十七日に薨じた藤原菅根であり、母は石見守従五位下藤原氏江の娘である。当時の藤原北家興隆の中にあつて決して大貴族の中に生まれたのではなく、後にも彼の生活にかかわってくるごとくむしろ有力でない家系に生

まれているのである。またその子及び孫の尊卑分脈に記されたものについてみるに正四位下、従五位下が圧倒的に多くこれも決して高い位階とはいえない。

また公卿補任によると延喜八年には越前大掾として受領となり、延喜十三年には式部大丞、承平二年には大輔に進み、天慶二年に参議となっている。その間延喜二年には東大寺別当に補任されており、また醍醐寺の造営にも関係したもようであつて天慶二年頃に醍醐寺近くの笠取庄を寺家に施入しており、醍醐寺延命院について「延命院、藤原元方卿造営」とあるなど、当時の貴族一般の動向と少しも変るところはない。ただ延喜八年に越前大掾となつて以降国司となつたことがほとんどなく、在京貴族としての彼の生活の仕方がそのまま彼の政治的行動になつたであろうことは、天慶二、三年の大將軍補任事件を考へてみるときは重要なポイントになるであろう。一般的に彼の経歴をみるとき決して武官とはいえず文官的であり、少くとも現実のものとして、元方の存在に直接かかわるものとして、在地での将門の叛乱を考へるといふ立場は恐らく生れてこないであらうことは予測できる。在京貴族の観点しか持ち合わせ

ることができなかったということでは少くとも藤原北家の貴族たちと異なるものではなかった。それ故に中央での権謀術数が主要な自己の存在手段となつてくるのであり、利害関係も衝突するのである。そのもとでのみ大將軍補任事件も、藤原師輔との間の東宮争いも生まれてくるのである。元方が参議に任ぜられる前後において将門の乱が勃発し、在京貴族としての藤原元方もこの乱の渦中にまきこまれることになる。

元方為大將軍事

又被命云、天慶征討使之時、朝議以堪其事、欲以元方為大將軍、元方聞之云、大將軍所言、一事以上國家無不被用、若被拜大將軍者、必請貞信公子息一人、為副將軍云々、因茲寢此議云々

そのいうところは将門の乱に際して、「朝議」によつて中央政庁が藤原元方をその任に堪えるの理由をもつて大將軍として征東に向かわせようとしたものである。これに対して元方はこのことを聞き、「大將軍の進言したことはどんなことでも國家が用いないというわけにはいかない。もし自分が大將軍として征東に行くのなら太政大臣である忠

平公の子息一人を副將軍として配してほしい」ということを主張したのでこの案は中止された、というものである。^④

この内容から察するに元方は明らかに辞退・拒否を前提にして意見を朝議のメンバーに表明したと思われ、その口実として叶うはずのない他ならぬ太政大臣忠平の子息を望んで副將軍に付けることを条件にしている。大將軍といわゆる武官につき、動乱の東国に向かうことは、まさに源俊たちが推問使を辞退し怠慢したごとく、その命を堵して行なわねばならないこととして観念されていたのであって、いかに大権を奉じているとはいえ畿内を去ることとはるかな東国に赴いて自己の命運をかけることは在京貴族として生活してきた元方にとって望むところではなかったであろう。元方の女子は村上天皇の女御として入内しており、後に広平親王をもうけるごとく、天皇家内の外孫を手段として、機会さえあれば天皇の権威を光背として有力な政治権力の座につながりえた。強いて政治権力への道を東国の蛮地に求める必要はなかったのである。もちろん中央でその名をなす可能性のない貴族にとっては、東国に下り、自己を受領として發揮することはひとつの道であった。しかし危険な

道であり、当時正四位下にまで至っていた元方個人は望みはしなかった。むしろ彼の念頭にあったのは中央「京都に居て速度は遅いかも知れないが榮進し官位を高めることであり、東国に命運をかけるよりも京都にとどまり、その範囲内で自己を高め、運がよければ天皇家内の外孫（元方の場合その女子祐姫の男子）を利用して政治の中樞に座するというのが主要な生き方であったであろう。徹底した在京貴族としてのみいまままで中央でその存在を見出だしていた元方にとって、これからの中央での官位の昇進と、東国に下って武的に行動しその成功による飛躍した官位の昇進とを比較してみたとき、断然その重きは前者だと判断したのである。

まさに元方の胸中には、元方自身のすべてを國家を支えるものとして想定するという思考は生まれることはなかったであろうし、彼自身の利益にとってもそんなことは必要ではなかった。藤原北家が延喜の時平・忠平の段階を一契機として勢力を大きく伸ばしてくる中で他の氏族は衰えてゆき、したがってそうした没落しつつある氏族を出自とする諸貴族が自己の没落の中で「國家や氏族の集團意識を喪失」^⑤していくのは当然の成り行きであった。元方はまさに

その典型として「個人の体験と反省が絶対的なものとなってきた都市貴族の精神」^④でもって大將軍への就任を拒否するのである。

元方の拒否によって大將軍に就く藤原忠文の大將軍任命が天慶三年一月十九日であるところからしてそれから遠くない以前に補任事件のことはあったとみられる。元方は前述のごとく藤原忠平の子息を請うわけであるが、忠平の子は実頼・師保・師輔・師氏・師尹・忠君の六人である。実頼は当時年四〇で大納言従三位右大将按察使、師輔また年三二、権中納言従三位左衛門督檢非違使別当であり、元方の官位たる参議正四位下式部大輔ということからしてこの両者は望むべくもなかったであろう。もし本当に誰かを望んでいるとすれば当時従四位下左少将で二八歳であった師氏か、従五位上左兵衛佐で二一歳であった師尹かどちらかであろうが、少くとも忠平は承知するはずもなかった。一種の「いやがらせ」として、元方自身の存在を忠平家と同じレベルの存在であると認識させんがためにその子息を望んだとしか考えようがない。元方自身は明らかに大將軍の補任を藤原北家からの圧迫であり、忠平家の勢力拡張のた

めに大將軍として元方を設定し、東国に行かせようとしたのであると解釈していたのであろう。よし、忠平家の意志はそうでなかったとしても、この元方の配慮によって結果的には大將軍にならずに、東国の賊地において地にまみれることなく己れの生涯をまっとうする。

元方は辞退のためにだけ忠平の子息を副將軍に望んだのではあろうが、もし副將軍に子息が充てられる場合のことについても当然考えを及ぼしていたと思える。太政大臣忠平または忠平家の中央政府全体の中に占める位置が元方によって考慮されているのであって、忠平の子息一人を東国にまで伴っていくということは、ひいては忠平の処策及び藤原北家の権力をも伴っていくことに他ならない。

そのことが、藤原北家が占めている国家の重要な機能を連れて征東に向かうということにつながっているということを用意しているのである。もし東国に行くことになっても元方のみで行くのと忠平の子を連れてゆくことでは中央政府自体の対処の仕方も異ってくるであろう。したがって藤原北家というひとつの権門、即ち当時の国家の中核部分を現実に占めている権力を介在させるということは現実の軍

事力編成についても随分と異った形態になったであろう。それはさきに推問使として発向せず官位を解かれた源俊等が請うた兵士と同じように、またそれ以上にはるかに強力な軍事力組織に連結するという判断が、たとえ中央貴族としての元方の感覚の中からであつてもなされたからこそ交換条件として忠平の子息を請うたのであつた。また現実には将門の乱を通じて藤原北家は国家機構の大部分を独占しつつあつたからこそ元方は没落していくであろう貴族の一人としてその判断をなしたのである。俊たちとは逆に東國の荒れた地に下向するとすれば、中央における順調な昇進の程度以上に飛躍した昇進が保証されねばならない。そのために元方は藤原北家と一連託生的な伏線を配した。元方にとって忠平の子息は楯としての存在であると同時に、実質的武力編成を強大に遂行するための危険負担を受け持つに十分な存在なのであつた。そのような配慮があつたからこそ源俊のように官位を解却されることもなく中央政界で昇進をつづけ、天慶二年の参議正四位下から以後大納言正三位にまで進んでいるのである。^⑤

この元方の判断は中央貴族としては非常に正しく、自己

の昇進を阻害するどんな要因も以後には残さなかつたようである。元方が拒否した後に大將軍として東國に向かつた藤原忠文と対照してみるときより明瞭にそのことが理解されてくる。忠文は征東大將軍として現実に東國に発遣されているにもかかわらず乱の終熄にあたつて褒賞にあずかつていない。この両者の差はやはり当時の中央政庁の中で自己をいかに位置づけようとしたかという態度、現実の在地の状況をいかに自分のものとして捉えたかという姿勢にかかつているものだと考えられる。

藤原緒繼四代の孫藤原忠文は当時の式家の総帥であつた。元方が大將軍就任を拒否したのでこれにかわつて決定され、発遣されている。

忠文の父は参議、従四位上で薨じた藤原技良、母は正六位上息長息繼の女であつた。^⑥ 父技良は天慶七年の太皇太后宮少進より始めて延喜十三年に従四位上で参議となり、六九歳で公卿に列するまで中央官人としての生活を送つており、^⑦ その子息忠文も中央貴族の一人として育てられていたと思われる。ただ忠文の場合は左馬頭や左衛門権佐、撰津守、

丹波守や大和守などを歴任しており、どちらかといえれば武官的色彩が強い。その意味では国司を歴任していることから在地の状況にも詳しく、ある程度具体的な在地への対処の仕方があっても不思議ではなく、藤原元方よりも征東大將軍としては相応しかったと考えられる。もちろん彼の発遣されたときは既に東国での将門の乱はその主要な部分が終わっており、何らなすことなく「残敵掃討の補助的なもの」としての役割りしか果たすことはなかった。しかし征東大將軍といった場合には中央の姿勢としてはあきらかに国家に對立するものに処する遣使であると考えているのである。

征東大將軍が決定され、派遣されるという段階は、その對象にむかって国家権力を堵して戦わねばならぬと意識された段階であると思う。対象を打破しないことには律令体制の支配は継続しえず、それ故に天皇の大権を委讓して大將軍に国家を守る職掌が託されるのである。^④

発遣されるときは構成については詳かにならないが、大將軍藤原忠文・副將軍藤原忠舒（忠文弟）以下軍監・軍曹という指揮系統の構成であった。^⑤さらにこれにしたがう兵士がいたことは当然である。天慶三年二月に節刀を賜わっ

て進発すると同時に「諸司所々堪兵之人」を同行させており、またその翌日には「可進兵士官符、国々至進末報解文」とあって国々から兵士が徴発されたことが解る。このように征東使一行の構成は大將軍以下の指揮系統と兵士の行動系統とから成っていた。その具体的数字は明らかにならないが京都の段階で諸司の軍事要員が徴発され、また同じく京都からの直接の命令で国々からの兵士が徴せられている。征東使の果す軍事的効果の大部分は中央政府の段階で、つまりは貴族層の政治的配慮によって決定するということがある。それはもちろん大將軍の持つ本来の性格でもあり、また地方の国衙が中央の手足として利用できないということの表明でもあった。換言するならば在地での現実の反乱がどうであれ、貴族たちにとっては中央政府の段階でいかにこれを処理し、自己の存在に関わる政治的事件として対処するかということが主要な関心事であった。その観点のもとでのみ対処の遅れや稚拙さもたらされてくる。

征東使忠文がその編成を終えて出発する以前に藤原秀郷、平貞盛は下野国に将門と戦いこれを敗走させ、さらにその半月のちには将門自身を打ち殺している。つまり発遣さ

れた時には将門の側の敗北は決定的なものになっていたし、
 将門の殺された時には恐らく忠文一行は到着しておらず決
 定的な役割は果していない。その後の掃討においても興世
 王は下野国司藤原公雅によって殺されており、この報がも
 たらされる時にはいくら遅くとも忠文等は東国にあつたと
 思われるのにここでも有効な役割を果すことなく国司にそ
 の効果を委ねているといった状態であつた。

現地東国においては

(上略) 爰官使未到間、二月一日、下野押領使藤原秀郷、常
 陸掾平貞盛等、率四千人兵^{云万九千人兵}於下野国与将門合戦、時

将門之陣已被討靡、迷三兵手、遁身四方、中矢死者数百人也

(下略)^④

という状態であつて、「官使」『征東大將軍の一行が東国
 に下向するまでに貞盛、秀郷等の率いる四千余人の兵によ
 って乱の主要部の鎮圧はすんでいる。この兵は官兵ではな
 く、「割拠的状态にある土豪」が適々貞盛側についたもの
 で本来将門の編成した兵士と同質のものと断じてよかろう。^④
 だからこそ将門勢力と同等に戦いこれを破りえたのであつ
 て、中央政府の軍事編成及びその原理の適用のみでは効果

はなかつたであろう。^⑤ 将門という反国家権力は広範な農民
 大衆の在地での反抗を請けてはじめて存在しているのであ
 り、それに対するに旧き武力編成原理をもつたものでは
 一時しのぎにはなろうとも長期的対抗にはしようもなかつ
 た。終極的には乱は在地段階で終熄する。そこででは中央政
 庁の為す手段は実戦的な意味をほとんど持っていなかつた。

こうした中央政府の反応については純友の乱に対する反
 応の敏速性と比較して「内乱收拾の際における東西の差異、
 中央軍の到着の遅速という風な技術的な問題ではなく、古
 代国家の関心、在地土豪の存在形態に規定された」と言われ
 るが、結果的に乱をみればこの指摘は正しい。しかし中央
 政庁の側からの対応をみると、その打った対策にたしか
 に遅速はあるが、よく似たものである。^⑥ この両乱に対する
 差異はあくまで中央政府の存在の仕方に明確に関わってく
 るものでなければならぬ。前述したごとく将門の乱に対
 する中央政府の態度は最初のうちはあくまで群盗に対する
 態度であり、辛うじて諸社への奉幣ということに貴族たち
 の驚きの精神が表現されているのみであつて「内乱」とい
 う国家的関心はその起つた東国という辺地性にもよろうが

持ち合せてはいない。換言すれば純友の乱に対して明確に対処したのはひとえに将門の乱による国家機構の再編成のためものであり、在地の社会構成の変化がもたらしていた中央政府の変化のためものであった。そう解してのみ純友の乱への対処の敏速性も意味をもってくる。たとえば「貞信公記」の記事をみても将門の乱の關係記事が圧倒的に多く、決して太政大臣忠平の関心は純友の乱の場合のみに主たる関心が集中するわけではない。京都にあって庄園領主権を確立しつつあった「摂関政治」準備期の貴族たちにとって、在地において土地所有形態及び経営形態にまで変化をもたらしつつあった将門の乱のほうがむしろ中心的な関心であっても何ら不思議ではなからうと思う。

このような古代国家の関心をうけて征東使藤原忠文は東国の現地で作戦を行い任を終え、天慶三年五月に任を解かれる。恐らく現地で大將軍一行が行なったことは「摂関政治」存立の重要な要素となる国司（この場合東国を中心）の功過のための材料を集めることであつたろう。

これを元方の場合と比してみよう。

乱後の征討の事に関する褒賞については、征東大將軍の

一行がまだ京都の地に帰ってはいない天慶三年三月に

以下野掾藤原秀郷叙従四位下、以常陸掾平貞盛叙従五位下、並

依討平将門之功也^⑧

とあつて在地で活躍した両者に対しては敏速に褒賞が行われている。ところが忠文に関しては「故民部卿忠文天慶征空 征東功不昇納言^⑩」とあるように結局褒賞は行われることはなかったもようであり、征東使として現実の東国の地に自己の中央政府での官位昇進を堵したことは無為に帰し、功は酬いられない。

しかしまったく褒賞の議論がないわけではなかった。同じ藤原北家の内部でも権中納言藤原師輔は褒賞に賛成するが大納言藤原実頼はこれを良しとせず、結局実頼の主張が通り、忠文は「小野宮殿実頼ノ御計、生々世々忘ヘカラズ、サレハ家門衰微シテ、其末葉タラン人ハ、永ク九条殿師輔ノ御子孫ノ奴婢ト成給ヘシ^⑪」として実頼のことを深く恨むことになる。後に元方と同じように「悪霊民部卿^⑫」として庶民の中に語り伝えられることになるのはこうした政治的事件によつて官位昇進の途が阻害されたことに對するものである。中央においての官位昇進のみが忠文の望んだとこ

ろであらうし、その面からは忠文はまったく否定されている。だからこそ官位を奪われたものでないのに政治的失脚事件として世の同情を、撰闕家隆盛期に起った北家の不幸と関係づけてあつめるようになるのであった。怨霊自体は「いづれも政治的失脚者であった点に特殊の意味^⑨」を持っているのだが、忠文にしても前述の元方にしても厳密な意味での失脚者ではない。それが政治支配者間のみではなくて庶民の思想にまで浸透してくるのは、将門の乱前後の上述のような政治状況と深い関わりを持っているからである。

このことのあつたのち、元方が正三位まで進んでいるのに比して忠文は正四位下のままで天曆元年に没するのであって、式家というひとつの勢力がここでも北家と比して下降する。征東大將軍となることによって忠文には律令制的な国家というものを守護するべき任務が課せられるのであるが、その国家というものを具体的に考えてみると、すでに忠平家が重要な位置を占めているのであって、国家への奉仕・服従ということが公的に忠平家の下に立つということにつながるようになった。元方が忠平の子息一人を副將軍に請うことよって拒否し、忠文は受諾するというこ

との背後にこうした貴族層内部のそれぞれの感覚・処世術が働いていたのである。結果として忠文の期待していたであろう急速な官位の昇進は明らかに拒否され、式家が没落の足を早めていく。

- ① 貞信公記 天慶二年六月七日条。
- ② 本朝世記 天慶二年六月七日条。
- ③ 齋衡二年には「推訴使」なるものが大宰府に派遣されている（文徳実録齋衡二年閏四月廿八日条）。日向守嗣岑王の反乱に關してである。また讃岐守弘宗王が百姓等に訴えられたときにも「推問虚夷」せんがために使が派遣されている（文徳実録天安元年正月一六日条）。この両者も推問使と同じ範疇に属するものであっただろう。いづれも「詔使」として記されている。

- ④ 三代実録 貞觀十二年十一月十七日条。
- ⑤ 三代実録 元慶七年七月一九日条。
- ⑥ 三代実録 元慶七年十月十日条。
- ⑦ その理由は不明であるが、天慶年間の源俊のように役目を怠ったものではないだろう。良積は仁和三年には美濃介になっている。
- ⑧ 三代実録 元慶七年十月廿五日条。
- ⑨ 国司に対する民衆の反抗については延喜二年九月二〇日（日本紀略）に「遣推問使於越後國、彼國守紀有世為藤原有度落髮着鉗」とある。この有度は他のところ（春記長曆四年五月一日条）では「州民」と記されている。このような状況の中での国司の存在については吉村茂樹氏「国司制度崩壊に関する研究」第三編第一章附載に詳しい。
- ⑩ 三宅長兵衛氏「将門の乱の史的前提」『立命館文学』一一二号所収。
- ⑪ 類聚三代格 卷十八 昌泰二年九月十九日太政官符。

⑫ 日本紀略 正暦五年十月二三日条。

⑬ 日本紀略 正暦五年十一月三日条。このときは「遣大宰府使」とあるが後の記事からみて推問使であることは疑いない。

⑭ 日本紀略 正暦五年十一月七日条、いうまでもなく惟宗允亮は政事要略の編者。

⑮ 権記 長徳元年九月二八日条、同じ大宰府関係では寛弘元年に宇佐宮の訴えによって推問使が派遣されている(御堂関白記寛弘元年四月二八日条)。構成は長官右衛門権佐藤原孝忠、判官左衛門尉平仲方、主典右衛門志保大養為政であった。

更に寛仁二年九月二九日(御堂関白記)には陸奥推問使のことがあつたとみえている。

⑯ 三代実録 元慶八年四月二六日条。

⑰ 三代実録 元慶八年七月五日条。

⑱ 日本紀略 正暦五年十一月三日条。

⑲ 御堂関白記 寛弘元年十一月二七日条。

⑳ 本朝世紀 天慶二年六月七日条。

㉑ 本朝世紀 天慶五年閏三月一日条。

㉒ 吉村茂樹氏 前掲書。

㉓ 「彼等(『農奴の小農民』筆者)はこの王朝国家体制のもとでは各田疇公民に個別的に包摂された存在として位置づけられていたにすぎず、体制的秩序の中に独自の位置を持つものではなかった。」(河音龍平氏「中世社会成立期の農民問題」『日本史研究』七一号)と言われるときの「公民」層。

㉔ 右衛門権佐源俊は嵯峨天皇四代の孫であり、父は左衛門権佐、右大弁を歴任した源朝、母は信濃守橘善基の女であった。また俊の妹周子は源高明の妻であり、弟泉は少納言、子の把は大宰少貳、豊後権守を歴任している。嵯峨「源氏」とはいえ決して周囲の者も高官には就い

ていない。

㉕ 石母田氏『古代末期政治史序説』第一章第三節。

㉖ 本朝世紀 天慶二年六月七日条。

㉗ 眞信公記 天慶二年十月三日条。

㉘ 林屋辰三郎氏「平安京における受領の生活」(『古代國家の解体』所収)。

㉙ 眞信公記 天慶二年十月二日条。

㉚ 眞信公記 天慶二年十一月二日条。

㉛ 眞信公記 天慶二年十二月十九日条。

㉜ 尊卑分脈

⑳ 日本紀略 天慶三年一月九日条。

㉑ 眞信公記 天慶三年一月九日条。

㉒ 本朝世紀 天慶五年閏三月一日条、同天慶五年閏三月廿日条。

㉓ 政事要略 卷二五 天曆五年十月一日太政官符、及び日本紀略 天

徳二年十一月二七日条。

㉔ 九条殿記 天慶七年一月二四日条。

㉕ 九条殿記 天慶七年二月四日条。

㉖ 九条殿記 天慶九年四月二八日条。

㉗ 眞信公記 天慶九年九月六日条、同十二月八日条、天曆元年七月一日条、同四月十七日条、日本紀略天曆 元年三月十一日条、など。

高階良臣・阿蘇広遠については管見の限り明らかにならないが、基本的には源俊の場合と同じであったと考えられる。たとえば阿蘇広遠は天慶四年の復官以後天慶九年には従七位下右少史として官符を奉行しており(別聚符宣抄 天慶九年八月十三日太政官符)、天曆三年には左大史として官符や官牒を奉行している(類聚符宣抄第一 天曆三年七月二五日太政官牒、別聚符宣抄 天曆六年九月十一日太政官符、等々)。

- ④① 尊卑分脈 南家武智麻呂孫。
- ④② 致忠―従四位下、陳忠―正五位下、由忠―正五位下、尚忠―不明（正七位上カ）、克忠―従五位上、全忠―従五位下、懐忠―従二位、則忠―従五位下。
- ④③ 東南院文書 卷四 延喜二年三月八日太政官牒。
- ④④ 三宝院文書 康和二年四月廿五日醍醐寺延命院檢校頼順解（平安遣文一四二八号）。
- ④⑤ 醍醐寺縁起。
- ④⑥ 江談抄。
- ④⑦ このときに朝議を構成していたメンバーは撰政太政大臣藤原忠平以下、忠平の兄仲平が左大臣、子実頼が大納言、師輔が権中納言、などであって、後に勢力をもつ源高明でさえ参議正四位下にすぎない。
- ④⑧ この史料の事実は江談抄以外には管見のかぎりみえていない。当然江談抄の史料批判が必要になってくるのであるが、元方に命ぜられたのは恐らく内命の段階であつたらうし、他の眞信公記等に残らなくても不思議ではない。朝議によって元方が候補にあげられ、あらかじめ正式の任命以前に内交渉があつて、その段階で元方は以下の条件を持ち出して拒否したのであろう。
- ④⑨ 石母田氏『中世的世界の形成』第四章第二節。
- ④⑩ 石母田氏 前掲書同章同節。
- ④⑪ 日本紀略 天慶三年正月十九日条。
- ④⑫ 尊卑分脈 撰家相統孫、このうち師保は早く出家し、忠君は幼少であつたと思われる。
- ④⑬ 延喜十七年に従五位下に叙されて以降延長七年に従四位になるまで十三年間を要し、同年に正四位下になって事件のある天慶二年までを十年間正四位下で過した。この後三年後の天慶五年には従三位・中納言となり、九年後には正三位・大納言・民部卿となり、源俊のごとく

官位を奪われることもなく中央でその地位をまっとうし、天曆七年に卒している。（公卿補任等による。）

④⑭ 尊卑分脈 式家宇合孫。

④⑮ 公卿補任。

④⑯ 上横手雅敬氏「承平天慶の乱の歴史的意義」『日本史研究』三三三号。

④⑰ 大將軍については今の記載から始めて征夷使、征東使などの問題をも含めて考察する必要があるがいまはその準備もないので推量の域で御容赦願いたい。なお、天慶大將軍については後世にいたつて征夷將軍とも征東將軍ともあり、混同されている。

④⑱ 日本紀略 天慶三年一月十九日条、他。

④⑲ 扶桑略記（天慶三年二月八日条）によれば副將軍として忠舒の他に藤原国幹、平清基、源就国、源経基を記している。また軍監橋定平（眞信公記天慶三年二月六日条）、平公連（扶桑略記天慶三年二月八日条）、軍曹清原滋藤（江談抄）を知りえた。

④⑳ 眞信公記 天慶三年二月八日条。

㉑ 眞信公記 天慶三年二月九日条。

④㉒ 公雅は下野守であり興世王の殺されたのは上総国である。公雅はこれに先立って天慶二年十二月十一日に將門により國衛を追い出されて上京している。一代要記の記載をとると二月十九日に興世王は殺されており、大將軍一行の進発は二月八日であり、十日ばかりで動乱の上総まで行けたとは考えられないので公雅は単身東國に戻っていたことになる。しかも反乱軍の副將的存在であった興世王を誅する力をもっていた。ともあれ公雅は一旦は中央政庁に逃避・庇護を求めが叶わず、単身自己の編成しうる郎等及び在地で國司として形成しつつあつた武力編成でもってみずからの窮地を脱しようとするだけの自覚を備えていた。在地で受領として私富を貯えようとする彼にとって、既に中央政庁は頼りうる存在ではなかつたのである。

⑥5 扶桑略記 天慶三年二月八日条。

⑥6 上横手氏 前掲論文。

⑥5 拙稿「検非違使の成立と撰関政治」『日本史研究』九三号。

⑥6 上横手氏 前掲論文。

⑥7 たとえば追捕使、押領使や征西使の派遣とその順序など。なお押領使については拙稿「押領使の研究」(未発表)で考えてみた。

⑥8 真信公記抄自体は当時のままに忠平の手になるものではないがその子実頼によって作られたものであり、実頼もこの抄本の作られた時期には師輔と並び廟堂を構成した人物であって将門の乱当時の貴族層の関心と同様であると考える。

また抄出の態度についても問題は残ろうが、「特定の記事に限定せず、全巻に互って重要事項を抄出」(大日本古記録「真信公記」解題)したものと思われる。いずれにせよ十世紀の撰関政治成立期の藤原北家の関心のあり方からはずれるものでないことだけは確認できる。

⑥9 日本紀略 天慶三年三月九日条。

⑦0 帝王編年紀 天曆元年十一月条。

⑦1 源平盛衰記 卷二三。

⑦2 帝王編年紀 天慶元年十一月条。

⑦3 肥後和男氏「平安時代における怨靈の思想」『史林』二四―一所収。

展 望

かくのごとく将門の「内乱」における中央国家を構成している側の貴族の対応関係に焦点を合せて叙述をすすめてきた。もとよりこれは在地での具体的な将門らの権力の有

り方の叙述を抜きにして考察されたものであり、その限りで一面的である。とにかく中央政庁の側がいかんにして内乱に対応してゆき、かつ自己の支配体制を維持せんがために国家という総体的な権力構成を変質せしめていくかということを経済論の立場にまでいたって明らかにしようとしたものである。結果的についにそこにまでたどりつくことはなく他稿を期さねばならなくなったがそれへの展望だけをつけておかねばならない。

本章にも述べたように将門の乱に対して従来「内乱」という国家論的視角が欠如している。石母田氏はその著^①においてたしかに国衙を相手とするようになった段階以後反国家闘争になったとされている。しかし国衙との関係ということのみではそれ以前の反乱においても地方に逃げのびてその国家機構の末端を利用しようとするケースがある^②。それが「内乱」となるのは単に表面的な権力保存機関との関係のみではなくて、在地における具体的な生産関係をその身にうけてはじめてそうなるのではなかろうか。将門の「内乱」はあくまで古代国家権力への抵抗なのであって、単に国家機構をくつがえそうとしたという暴力的叛乱のみ

の性格ではとどまりえなかつた。

その将門のうけた生産関係とは、まさに在地にはぐくま
れつつあつた農奴制の生産関係である。「王朝国家体制のも
とにおいては公田請作者としての田堵が体制内被支配身分
『公民』^③なのであつて、すでに律令に規定された班田農民
クラスの農民を被支配身分として措定することはできなく
なつていた。当然そのことによって国家は収奪の対象を変
える必要がでてくるし、また国家機構の編成の仕方をも考
えねばならない。その時に国家の側が選んだのは概念とし
ては依然として「公民」を使用することによって支配をつ
づけていこうとする途であつた。そこで主たる問題になつ
ているのは「公民」(富豪層、農奴主、^④また領主である場合も
あろう)が税を出しうるという事実なのであつて、その農
民がいかなる経営形態をとることによってそれを可能なら
しめているかということの問題ではなかつた。換言すれば、
国家はもはや農民経営の変容によってそうした具体的な生
産の場所にまで至つて支配をつづけられなくなつていたの
である。

将門や貞盛・秀郷の側はこれに対して農民を農奴制的原

理でもつてその傘下に組み込むという権力組織を行なう。

つまり農奴制的権力編成の仕方でもつてその外側にある小
経営ウクライドをも従属させる。そのもとで従類・伴類を
基礎とした軍事力の編成や私的に国司を任命したりするこ
とによって自己の体制を権力として保障し、また古代国家
の上述のごとき権力編成と対置することによって中世的封
建的権力たらしめようとするのである。通常将門の種々の
政策からいわれるその古代性とは、権力を現象形態として
行使する側、つまり将門ら支配者の個々の結合の仕方が古
代的(『律令制的』)なのであるということであつて、それ
自体は貴族的意識の旧守性を問われるにしても決して体制
自身の古代性を物語るものではない。あくまで将門の編成
しようとした権力の基礎構造は農奴制の原理であつたとい
うところにこの「内乱」のよつてたつところがあり、かつ
重要性もあると考える。そこに農奴制に権力編成の基礎を
置いた封建的政治勢力へのはしめての道があるのではな
らうか。

そしてその道を示したものは律令制下にあつて国家の末
端機関であつた国衙であつた。本来それ以外の何物でもな

い国衙が、領主制の登場・発展によって領主たちのよるところとなる権力機関に化す。国衙を桿杆にして領主制が単なる地方的経営体ということから脱して政治的権力に上昇するのである。領主が在庁官人などになることによって国衙機構を我が物とし、それによって権力が国衙を中心に分散するという一種の封建アナーキー^⑤の初期的様相が展開される。この時にあつては国衙が地方地方に独特に展開しはじめた農奴制的生産^⑥の拠点たる機構になり、国家は逆に国衙に寄生することによってその命脈を保つ。この「内乱」にお

いて国衙の争奪が大きな意味を持ったことや将門の私的な国司任命などはそれを示す。もちろんこの段階はいまだ領主が政治権力を奪取するまでには発達せず、国衙という律令国家の機構が領主制を保証する政治的機能を持つという段階にとどまっている。将門の乱という「内乱」は中央国家に対して、こうした国衙の本来の機構的側面を破棄せしめ、地方ごとに分散的に草深き農村から出現してくる領主制を個別に捉えるしか方法がないということを知らしめるという作用を持ったのではなからうか。この乱以後こうした個別の領主制を統一すべき武家の棟梁が全国的政治権力

への傾斜をもつて登場し、国衙を有力なよりどころとして国衙自身を揚棄して守護・地頭を設置するまで、基本的には上述したような国衙の時代がつづくものと考えられる。

将門の乱は領主制が封建的政治勢力の構成要素にいたる間の道を切り拓いたということでも大きな意味があつた。「武家」が政治権力としての中世的性格を獲得するにいたるまでの有力な環になる「内乱」であり、この乱は少なくとも農奴制的生産関係にもとづく「武家権力」の出発点・試作点になつたということだけはできよう。

- ① 『古代末期政治史序説』第一章第三節。
- ② たとえば広嗣の乱。「一切の官人的条件を利用して」、「みずから筑前国遠珂郡の郡家において軍營をつくり、烽火をあげて国内の諸軍団の兵士を徴発する挙に出た」。(北山茂夫氏「七四〇年の藤原広嗣の乱」『日本古代政治史の研究』所収)。
- ③ 河音能平氏前掲論文。
- ④ 「堪百姓」(承平二年九月廿二日丹波国牒 平安遺文二四〇号)のような例。
- ⑤ 石母田正氏「封建国家に関する理論的諸問題」(『古代末期政治史序説』所収)参照。
- ⑥ 戸田芳実氏「中世成立期の所有と経営について」(『日本領主制成立史の研究』所収)に言われる「家父長制的農奴主経営」と「農奴制的領主経営」の両者を含めた概念として使用した。

Masakado's 将門 Rebellion and Aristocracy in the Kyoto

by

Mitsuo Inoue

In the middle of the 10th century, the first half of the Heian 平安 era, the rebellion broke out in the land of the Eastern Country; that of Masakado's 平将門. It may be a decisive effect that this rebellion had on the subsequent political process; and it has been analysed from the view point of the collapse of the Ritsuryo 律令 State and growth of samurai, or warriors, with many fruitful results.

Judging from the Masakado's conduct like a warrior, the case has mainly been examined as a problem of a body of warriors, not completely in the whole political process of the 10th century.

This article, supplying the deficiency of some theories, is to analyse the aspects of the Rebellion through the disposition of aristocracy in the metropolis, and the way of reorganizing the subsequent policy affected by conditions of the actual place.

Problems of Peoples and Landholding in Kui-zhou-Lu 夔州路, Si-Chuan 四川, in the Song 宋

by

Yasuhiko Satake

This article is to explain in social and economic aspect the regional character of Kui-zhou-Lu 夔州路 which was said to be the most backward region in Song 宋. Kui-zhou-Lu may be divided into two parts, one was Shi-zhou 施州 and Quian-zhou 黔州 where minor races and the Han 漢 race lived together, the other the rest. In the former part, private ownership and power derived from the community system of minor races were growing under the initiative by the Song 宋 dynasty, and influential persons of Han or minor races forced great landholding out, by changing the former communal public right into the private one. In the latter, the development of a similar stage before Song regulated